

福祉 (高齢・障害等)

救急医療情報キットを無償配布しています

かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの情報を専用の用紙に記入し、健康保険証(写し)などとともに専用の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時、救急隊に必要な情報を伝える助けとなります。



すでにキットをお持ちの方は、情報シート(左記問合せ先または地域包括支援センターで配布および区HPでダウンロード)に記載した内容が変わっていないか確認してください。

▽対象 区内在住の65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方 ①ひとり暮らし ②高齢者のみの世帯 ③1日のうち、ひとりになる時間帯がある

▽申込方法 本人確認できる物(健康保険証、介護保険証等)を左記問合せ先か地域包括支援センターへ持参

▽問合せ 介護予防・地域支援課(区役所2階⑤番) TEL(5246) 1225

住宅用火災警報器の設置費用を助成しています

▽対象 次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の高齢者のみ ②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる

※有効に作動する火災警報器が設置されている場合は対象外

▽自己負担額 1千円

▽申込み・問合せ 社会福祉協議会 TEL(5828) 7541

▽新聞折り込み日 9月23日(祝)

▽折り込む新聞 毎日、朝日、読売、産経、東京、日本経済の朝刊

高齢者位置確認システムをご利用ください

高齢者に端末機を携帯してもらい、所在不明となった場合に、居場所を電話またはインターネットでご案内します(端末機には、電話やメール機能等はありません)

▽対象 認知症のある区内在住の高齢者を口常的に在宅で介護し、居場所を確認した後、迎えに行ける方

▽申込方法 端末機を携帯する予定の高齢者の介護保険証、申請者(介護者)の本人確認できる物、印鑑を左記問合せ先へ

▽費用 月額800円(消費税別)

▽問合せ 介護予防・地域支援課(区役所2階⑥番) TEL(5246) 1225

認が容易にでき、早期発見につながります。▽対象 認知症で行方不明になるおそれのある区内在住の高齢者

▽申込みの際、体の特徴や緊急連絡先等を記入します。▽申込内容は、地域包括支援センター・区内警察で情報共有しますので、ご承ください。

※行方不明時は、希望に応じて「高齢者見守りメールマガジン」で捜索協力依頼情報を配信します。

入谷老人福祉館事業の新規名称を募集します

入谷老人福祉館は、施設の老朽化に伴い、4年3月末で閉館します。それに伴い、同老人福祉館事業は、4月からは、近隣でユニークな取り組みをする入谷区民館において、出張形式で継続します。

新たな実施場所での事業実施に伴い、60歳以上のより多くの方に広くご利用いただけるように、「老人福祉館」に代わる呼び方として、新規名称を募集します。

区民の方の、健康増進や社会参加促進を目的として、教室・サロンの開催、団体活動や談話等の高齢者の交流機会の場を提供する事業です。

募集結果については、区HPで公表します。▽応募方法 下記二次元コードから申込みか応募用紙(下記問合せ先で配布)に記入し、下記問合せ先へ郵送がファックスまたは持参



は持参 10月22日(金) (必着) 区役所高齢福祉課(区役所3階⑥番) TEL(5246) 9027 FAX(5246) 1059

高齢者マッサージサービス券の申込みを受付けています

1枚につき1千円の負担でマッサージ(30分程度)・はり・きゅういずれかの施術を受けられる利用券を配布します。

▽対象 9月15日現在、区内在住の73歳以上の方

▽配布枚数 1人年間2枚

▽利用期間 4年3月31日(木)まで

▽利用場所 台東区三療師連合会に所属するマッサージサービス券取扱場所

▽申込方法 本人確認できる物(健康保険証・運転免許証等)を持参し、左記問合せ先へ

▽申請方法 身体障害者手帳等を左記問合せ先へ持参

心身障害者福祉タクシー券・燃料費(ガソリン代)助成をご利用ください

▽対象 身体障害者手帳上肢1級下肢・体幹・内部機能障害1〜3級、視覚1・2級、愛の手帳1・2度の方

※燃料費助成については右記に加え、自動車税が減免されている方

Table with 2 columns: 所得限度額, 扶養人数. Rows: 0人 (360万4千円), 1人 (398万4千円), 2人目以降1人につき (38万円加算)

※現在、所得超過でタクシー券、燃料費助成を受けていない方は、2年中の所得が限度額以内であれば、10月から申請できます。

▽助成額 タクシー券は月額3千500円、燃料費は月額2千200円(どちらかを選択)

▽申込方法 障害者手帳、印鑑を左記問合せ先へ持参

居住費(滞在費)の4分の1を軽減します。

高齢者等住み替え居住支援(転居前に申込み)

取壊しや家主の都合による契約更新拒否により立ち退きを受けている方に対して、転居に要する費用を助成します(区内の民間賃貸住宅から別の区内民間賃貸住宅に転居する場合に限る)。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか ②区内に継続して3年以上居住している ③生活保護を受給していない ④前年の合計所得金額が単身世帯は25万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額(上限15万円) ※以降、右記事の共通項目

▽問合せ 住宅課(区役所5階⑩番) TEL(5246) 1468

▽助成額 支払った初回保証料の2分の1(限度額2万円)

住宅 まちづくり

高齢者等居住支援

●高齢者等家賃債務保証 保証人がいないため、民間賃貸住宅に入居することが困難な方に対して、区と協定を結んだ全国保証機構に加盟する保証会社を利用した場合、支払った初回保証料の一部を助成します。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか ②区内に継続して3年以上居住している ③生活保護を受給していない ④区内転居であり、転居先に継続して居住する ⑤保証人がおらず緊急連絡先がある

●高齢者等住み替え居住支援(転居前に申込み) 取壊しや家主の都合による契約更新拒否により立ち退きを受けている方に対して、転居に要する費用を助成します(区内の民間賃貸住宅から別の区内民間賃貸住宅に転居する場合に限る)。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか ②区内に継続して3年以上居住している ③生活保護を受給していない ④前年の合計所得金額が単身世帯は25万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額(上限15万円) ※以降、右記事の共通項目

▽問合せ 住宅課(区役所5階⑩番) TEL(5246) 1468

▽助成額 支払った初回保証料の2分の1(限度額2万円)

▽問合せ 建築課 TEL(5246) 1332

※表札等により、表示している場合は、戸番票が貼付されている物と同様の取り扱いです。

